毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目　次

告　示
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件　三四一
○土地改良区の定款の変更を認可した件　三四一
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件三件　三四一
公　告
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件を変更する件　三四二
○随意契約の相手方を決定した件　三四三
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件　三四三
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件　三四三
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件　三四四
○一般競争入札を行う件　三四四
福島県警察本部
○落札者を決定した件　三四六
福島県選挙管理委員会
○審査の申立てについて裁決した件　三四七

告　示

福島県告示第五百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年八月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト好間店　福島県いわき市好間町中好間字上川原六一ほか

二　法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1　交通に係る事項

(一)　当該店舗における一般出入口及び荷捌き専用出入口付近において、車が歩行者や自転車の通行を妨げないよう、警備員の配置及び減速・一時停止を促す注意喚起の標示を行うなど、交通事故防止の対策を検討すること。

(二)　当該区域は、小学校及び中学校の通学区域となっていることから、工事期間中も含め、歩行者の安全確保に努めること。

2　騒音の発生に係る事項
建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。

3　その他
届出地は、河川洪水ハザードマップの浸水深五・〇メートルから一〇・〇メートル未満の河川洪水浸水想定区域であることから、水害発生時における対応はもちろんのこと、他の自然災害発生時における避難誘導、情報伝達などの対応が迅速に実施できるよう、従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、来店者が速やかな対応をとれるよう避難経路の表示等を適切に行うこと。

三　法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、新地町土地改良区から令和三年六月七日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月四日認可した。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

（農村計画課）

福島県告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　所在の不分明な者の氏名

五十嵐久平　渡部直三郎　渡部林次郎　遠藤岩吉　児山甚三郎　小山市作　小山豊作　遠藤甚吉　小山善吉　小山栄吉　小山常松　遠藤善作　遠藤定吉　遠藤吉次郎　遠藤浅吉　星源八郎　遠藤源次　五十嵐新次郎　五十嵐久太郎　遠藤卯平　堀井勝太郎　小山清太郎　渡部豊三郎　渡部竹松　黒森勵岸　渡部庄次郎　渡部四五ェ門　渡部伊八　五十嵐久六　渡部儀作　渡部熊吉　渡部周作　渡部傳三郎　渡部利平　渡部平八　渡部竹四郎　渡部彦七　渡部文吉　堀井長七　渡部長四郎　渡部弥重　渡部久三郎　渡部七三郎　渡部長太郎　渡部喜六　渡部豊太郎　渡部亀重　渡部常太郎　渡部夘之吉　渡部庄三郎　渡部喜代作　渡部林太郎　渡部金四郎　遠藤清次　堀井久次

二　通知の内容の要旨

１　保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

２　当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千二百五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　所在の不分明な者の氏名

星サク　要サタ　星忠吉　星トクヨ

二　通知の内容の要旨

１　保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

２　当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千百四十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　所在の不分明な者の氏名

五十嵐久平　渡部直三郎　渡部林次郎　遠藤岩吉　児山甚三郎　小山市作　小山豊作　遠藤甚吉　小山善吉　小山栄吉　小山常松　遠藤善作　遠藤定吉　遠藤吉次郎　遠藤浅吉　星源八郎　遠藤源次　五十嵐新次郎　五十嵐久太郎　遠藤卯平　堀井勝太郎　小山清太郎　渡部豊三郎　黒森励岸　渡部竹松　渡部庄次郎　渡部四五ェ門　渡部伊八　五十嵐久六　渡部儀作　渡部熊吉　渡部周作　渡部傳三郎　渡部利平　渡部平八　渡部竹四郎　渡部彦七　渡部文吉　堀井長七　渡部長四郎　渡部彌重　渡部久三郎　渡部七三郎　渡部長太郎　渡部喜六　渡部豊太郎　渡部亀重　渡部常太郎　渡部夘之吉　渡部庄三郎　渡部喜代作　渡部林太郎　渡部金四郎　遠藤清次　堀井久次

二　通知の内容の要旨

１　保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

２　当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千二百四号）によること。

（森林保全課）

公　告

公告第百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件（令和三年福島県公告第百四十三号）（令和三年八月二十四日開催に係る部分に限る。）を、次のとおり変更する。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

日　時	場　所	案　件
令和三年九月十五日 午前十時三十分	南会津郡南会津町 福島県南会津合同庁舎 四階会議室	尾瀬鳥獣保護区特別保護地区の指定について

（自然保護課）

公告第１６１号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県生活保護電算システムの賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第１項の規定により公告する。

令和３年８月20日

福島県知事　内　堀　雅　雄

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　福島県生活保護電算システム　一式
2　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
　福島県保健福祉部生活福祉総室社会福祉課　福島県福島市杉妻町２番16号
3　随意契約の相手方を決定した日
　令和３年６月11日
4　随意契約の相手方の氏名及び住所
　北日本コンピューターサービス株式会社　秋田県秋田市南通築地15番32号
5　随意契約に係る契約金額
　50,569,200円
6　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
7　随意契約とすることとした理由
　特例政令第11条第１項第２号該当

（社会福祉課）

公告第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

土地改良区の名称
　安達疏水土地改良区
就任した役員

役別	氏名	住所
理事	三瓶　哲夫	本宮市糠沢字五味内二二〇番地の二

（農村計画課）

公告第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

土地改良区の名称
　郡山市多田野土地改良区
退任した役員

役別	氏名	住所
理事	橋本　幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	鈴木　旭	同　市逢瀬町多田野字宮南六五番地
同	遠藤　英記	同　市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同	菅野　佐市	同　市逢瀬町多田野字本郷一七番地
同	本田　憲雄	同　市逢瀬町多田野字本郷一二六番地
同	大橋　正秋	同　市逢瀬町多田野字上台林四番地の一
同	加藤　富一	同　市逢瀬町多田野字西赤穂木一九番地
同	早尾　壽松	同　市逢瀬町多田野字下古川林八番地の一
同	栁沼　孝一	同　市逢瀬町多田野字戸ノ内一二六番地
監事	橋本　功美	同　市逢瀬町多田野字白石二六番地
同	川見　幸和	同　市逢瀬町多田野字本郷一四六番地
同	七海　秀男	同　市逢瀬町多田野字棒芳一一番地

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	橋本　幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	遠藤　英記	同　市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同	菅野　佐市	同　市逢瀬町多田野字本郷一七番地

同　早尾　壽松　同　市逢瀬町多田野字下古川林八番地の一
同　本田　憲雄　同　市逢瀬町多田野字本郷一二六番地
同　七海　秀男　同　市逢瀬町多田野字棒芳一一番地
同　柳沼　孝一　同　市逢瀬町多田野字戸ノ内一二六番地
同　影山　和雄　同　市逢瀬町多田野字坂ノ下一三番地
同　鈴木　武泰　同　市逢瀬町多田野字宮南六七番地の四
監事　川見　幸和　同　市逢瀬町多田野字本郷一四六番地
同　大橋　正秋　同　市逢瀬町多田野字上台林四番地の一
同　宮田　和司　同　市逢瀬町多田野字南大界九七番地の三

（農村計画課）

公告第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　縦覧に供する図書
　総括図、計画図及び計画書の写し
二　縦覧場所
　福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第１６５号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の３第１項の規定により公告する。

令和３年８月20日

福島県知事　内　堀　雅　雄

１　入札に付する事項
⑴　調達をする物品等の名称及び数量　大型バス　１台
⑵　調達をする物品等の仕様等　仕様書による。
⑶　納入期限　令和４年３月31日（木）
⑷　納入場所　福島県立いわき支援学校
２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。
⑵　福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
⑶　物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
⑷　この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
３　入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、２の⑷に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和３年９月８日

（水）午後５時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和３年９月８日（水）午後５時まで必着とする。
　郵便番号960-8670　福島県福島市杉妻町２番16号
　福島県出納局入札用度課
　電話024-521-7563

4　契約条項を示す場所及び期間
　３に掲げる場所において令和３年８月20日（金）から同年９月８日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時まで

5　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先　３に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、３に掲げる場所まで令和３年８月27日（金）午後５時までに必着で請求すること。
⑵　入札説明会の日時及び場所　令和３年８月27日（金）午後３時　福島県出納局入札用度課
⑶　入札及び開札の日時及び場所　令和３年９月30日（木）午前11時　福島県出納局入札用度課　（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月29日（水）午後５時までに必着のこと。）

6　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金　この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
⑵　契約保証金　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7　入札に参加を希望する者に要求される事項
　この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8　入札の無効
　２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札方法　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑶　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等　福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成８年福島県告示第320号）第１条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
⑹　その他　詳細は、入札説明書による。

10　Summary
⑴　Nature and quantity of the products to be purchased: One large-size bus
⑵　Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 30 September 2021
⑶　Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 September 2021
⑷　Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

（入札用度課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第７７号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察電子情報統合システム用機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第１項の規定により公告する。

令和３年８月20日

福島県警察本部長　　和　田　　薫

１　落札に係る借入物品の名称及び数量
　福島県警察電子情報統合システム用機器　一式
２　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
　福島県警察本部警務部会計課　福島県福島市杉妻町５番75号
３　落札者を決定した日
　令和３年６月24日
４　落札者の氏名及び住所
　富士通リース株式会社　東京都千代田区神田練塀町３番地
５　落札金額
　121,174,416円
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　特例政令第６条の公告を行った日
　令和３年５月14日

（会　計　課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

令和三年四月十一日執行の湯川村議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福島県河沼郡湯川村大字湊字村中甲二百八十七番地菅沼弘志から提起された審査の申立てについて、令和三年八月六日、次のとおり裁決した。

令和三年八月二十日

福島県選挙管理委員会
委員長　遠　藤　俊　博

裁　決　書

福島県河沼郡湯川村大字湊字村中甲二百八十七番地
審査申立人　菅沼　弘志

右記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和三年五月二十六日付けで提起された令和三年四月十一日執行の湯川村議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主　文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、令和三年四月二十日に、本件選挙において当選人となった三澤榮三（以下「本件当選人」という。）の当選の効力に関し、湯川村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、村委員会は同年五月十三日にこれを棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対して、申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における本件当選人の当選を無効とするとの裁決を求め本件審査の申立てを行った。

申立人が本件審査の申立ての理由とするところは、要するに、

一　村委員会が本件選挙の執行に当たり発行した選挙公報（以下「本件選挙公報」という。）において、本件当選人が行政書士としての登録がないにもかかわらず行政書士と称した行為は、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十九条の二第一項（行政書士でない者が行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いることを禁じる規定）並びに同法第六条及び第六条の二（行政書士となるためには日本行政書士会連合会に登録の申請をし登録を受けなければならない旨の規定）に違反する身分及び経歴の詐称であり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第二百三十五条第一項の「虚偽事項の公表罪」に該当すること

二　本件選挙公報において、本件当選人が「宅地建物取扱主任者」というそもそも存在しない名称を名乗った行為及び宅地建物取引主任者又は宅地建物取引士のいずれの登録もしていなかったにもかかわらずこれらと紛らわしい「宅地建物取扱主任者」という名称を名乗った行為は身分及び経歴の詐称であり、公選法第二百三十五条第一項の「虚偽事項の公表罪」に該当すること

三　一及び二により本件選挙における本件当選人の当選は無効であること

四　それにもかかわらず村委員会が本件異議の申出を棄却した原決定は公正な判断によるものではないこと

である。

裁決の理由

当委員会は、申立人から提起された本件審査の申立てを適法なものと認めて受理し、村委員会に審査申立書に対する弁明書の提出の機会を付与し、また申立人に弁明書に対する反論書の提出の機会を付与し、更には申立人に対して口頭意見陳述の機会を付与し、慎重に審理を行った。

一般に、選挙の投票全般の公正を疑わせる事由が選挙無効原因に当たり、個々の投票の効力、帰属を左右する事由が当選無効原因に当たると解されていること及び当選訴訟の結果特定の当選人の当選が無効とされた場合における当選人の更正決定に関する公選法の規定（第九十六条参照。なお、右記の更正決定は、当選訴訟の結果確定された事実に基づいて行われるべきものと解されている。）等に鑑みると、当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その当選無効原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である（昭和三十年九月二十九日大阪高等裁判所判決／昭和三十年（ナ）第五号、平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決／平成四年（行ケ）第一号）。

ところで、申立人が本件当選人の当選を無効と主張する理由は、審査の申立ての要旨において述べたとおり、本件選挙公報における本件当選人の身分及び経歴の詐称並びにこの身分及び経歴の詐称が公選法第二百三十五条第一項の「虚偽事項の公表罪」に該当することであるところ、まず仮に申立人が主張する本件当選人の身分及び経歴の詐称が存在したとしても、当選人の身分及び経歴の詐称が右記の当選人決定についての違法に当たるものでないことは明らかであるから（昭和二十六年十月十六日大阪高等裁判所判決／昭和二十六年（ナ）第二十号、平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決／平成四年（行ケ）第一号）、これをもって本件当選人の当選が無効となることはない。

なお、公選法第二百五十一条は「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする」と規定しており、「この章に掲げる罪」には、申立人が本件当選人の当選無効原因として主張する虚偽事項の公表罪（同法第二百三十五条第一項）も含まれる。しかしながら、そもそも当選人の行為が虚偽事項の公表罪に該当するかの認定・判断は専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決／平成四年（行ケ）第一号）、当委員会はこれを認定・判断すべき立場にはない。また、仮に本件当選人が同罪

により刑に処せられることのない限り、本件選挙に関して本件当選人が現実に虚偽事項の公表罪に該当する行為をしたという事実のみを理由として本件当選人の当選が無効となることはない（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決／平成四年（行ケ）第一号）。そして、本件選挙に関して、本件当選人が虚偽事項の公表罪により刑に処せられたことを認めるに足りる証拠は見当たらないことから、公選法第二百五十一条によっても本件当選人の当選が無効となることはない。

以上のことから、本件選挙における本件当選人の当選の効力に関する申立人の主張には理由がなく、本件審査の申立てはこれを認めることができない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和三年八月六日

福島県選挙管理委員会
委員長　遠　藤　俊　博